

**平成29年度椎葉村一般会計決算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当された
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正(5%→8%)に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 21,779千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 530,315千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉費	236,492	122,543		62	113,887
	老人福祉費	176,179	16,940		3,001	156,238
	児童福祉費	149,844	67,194	41,700	13,691	27,259
	小計	562,515	206,677	41,700	16,754	297,384
保健衛生	保健衛生費(予防対策事業等)	261,560	2,747	15,000	10,882	232,931
	小計	261,560	2,747	15,000	10,882	232,931
合計		824,075	209,424	56,700	27,636	530,315